浜松市公告第５６３号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和８年１０月２３日

浜松市長　　中野　祐介

記

１　一般競争入札に付する事項

(1)	件　　名	令和８年度天竜土木整備事務所工事発生物件売払契約 （課名　天竜土木整備事務所）
(2)	予定数量	鉄くず　55,646kg　銅線くず　3,096kg　混在金属くず　5,126kg
(3)	契約期間	契約締結日翌日～令和８年１２月２５日
(4)	引渡場所	別紙仕様書のとおり
(5)	売払物品の特性	別紙業務概要書のとおり

２　入札及び契約担当課

〒４３１－３３９２　浜松市天竜区二俣町二俣４８１番地 天竜区役所南館２階
浜松市役所土木部 天竜土木整備事務所 総務グループ
電話　　０５３－９２６－１５６１
ＦＡＸ　０５３－９２６－１５６６
E-mail　tn-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

３　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

(1)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和７・８年度の競争入札参加資格（物品　業種分類２０９１：不用品回収）の認定を受けているものであること。

(3)　浜松市内に本店を有するものであること。

(4)　浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(7)　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

４　一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1)　提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

(2)　受付期間

令和８年１０月２６日（月）から令和８年１１月２日（月）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17 項に記載する開庁時間内に限る。）

(3)　提出先

天竜土木整備事務所（２項に記載のとおり。）

(4)　様式

本市が指定する様式を用いること。

(5)　その他

ア　確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①天竜土木整備事務所で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は５項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ　確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は 11 項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、天竜土木整備事務所へ連絡すること。

ウ　受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

５　入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1)　通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア　天竜土木整備事務所で受け取り

イ　郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ　電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2)　確認結果の通知日

ア　天竜土木整備事務所で受け取りの場合

令和８年１１月５日（木）午後１時から令和８年１１月６日（金）までの間に、天竜土木整備事務所で受け取ること。（17 項に記載する開庁時間内に限る。）

イ　郵送又は電子メールの場合

令和８年１１月５日（木）に発送又は発信する。

６　入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由

について説明を求めることができる。

(1)　要求方法

文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

(2)　要求期限

令和８年１１月９日（月）まで（提出先に必着）

（持参の場合は、17 項に記載する開庁時間内に限る。）

(3)　提出先

天竜土木整備事務所（２項に記載のとおり。）

(4)　様式

任意の様式を用いること。

(5)　要求への回答

説明を求められた日から２日以内に文書で行う。

7　仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1)　提供方法

本市ホームページに掲載

(2)　提供期間

令和８年１０月２３日（金）から令和８年１１月１１日（水）まで

8　仕様書等に対する質問

(1)　質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

(2)　受付期間

令和８年１０月２３日（金）から令和８年１１月２日（月）午後５時まで（提出先に必着）

（持参の場合は、17 項に記載する開庁時間内に限る。）

(3)　提出先

天竜土木整備事務所（２項に記載のとおり。）

(4)　様式

本市が指定する様式を用いること。

(5)　質問に対する回答

令和８年１１月９日（月）から天竜土木整備事務所において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9　本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10　入札執行の日時及び場所

(1)　日時　　令和８年１１月１２日（木）午前１１時００分

(2)　場所　　浜松市役所土木部天竜土木整備事務所 天竜区役所南館２階

11　入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12　入札書の提出方法

(1)　提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア　入札執行日時に入札場所へ持参

イ　受領期間内に天竜土木整備事務所へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ　受領期限までに天竜土木整備事務所へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2)　事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア　受領期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１１日（水）まで

（17 項に記載する開庁時間内に限る。）

イ　提出先

天竜土木整備事務所（２項に記載のとおり。）

(3)　郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア　受領期限

令和８年１１月１１日（水）午後５時まで（送付先に必着）

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ　送付先

天竜土木整備事務所（２項に記載のとおり。）

(4)　提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、天竜土木整備事務所へ連絡すること。

13　入札方法等

(1)　入札は１kg あたりの単価（税抜き）で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（小数点以下第２位まで記載可。）に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

(3)　１回目の入札で落札者がいない場合には２回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、２回目の入札に参加できない。

(4)　落札となるべき同価格の入札者が２者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5)　事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後５時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6)　本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行ついて（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加するこ

と。

14　入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15　入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16　期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17　開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）

公告番号	浜松市公告第５６３号	公告年月日	令和８年１０月２３日
件　　名	令和８年度天竜土木整備事務所工事発生物件売払契約 （課名　天竜土木整備事務所）		
添　付　書　類	「なし」		
入札参加資格の結果通知について希望する通知方法(※)	１　天竜土木整備事務所で受け取り ２　郵送　　（110 円切手を貼付した返信用封筒を添付） ３　電子メール　（電子メールアドレスを記載）		
入札書の提出方法の予定(※)	１　入札執行日時に入札場所へ持参 ２　事前提出 ３　郵送等		
通知を受信する電子メールアドレス			
提　出　期　限	令和８年１１月２日		

＜※該当する番号に丸を付けてください。＞

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第５６３号の物品購入等一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。また、入札参加資格の結果通知について希望する通知方法及び入札書の提出方法の予定は、記載のとおりです。

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

申請者　住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

（あて先）天竜土木整備事務所

質　問　書	
公告番号　　第５６３号 件　　名　　令和８年度天竜土木整備事務所工事発生物件売払契約	
商号又は名称	
提 出 日　令和　　年　　月　　日	
項　目	質　　問　　事　　項

・質問提出期限　令和８年１１月２日（月）午後５時　を厳守すること。

入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）

1　入札（見積）時に用意するもの

契約印または代理人の印を必ず持参してください

- 入札（見積）書
- 定型封筒
- 筆記用具
- 契約印（委任状により委任されている場合は不要）
- 委任状（入札及び見積合せに関する権限を委任する場合は必須）
- 代理人の印（委任状により委任されている場合は必須）

2　入札（見積）書

- 入札（見積）書の記載内容は、通知書類の表記に基づき記載してください。
- 入札（見積）書には、社名、代表（契約）者名、契約印（注1）が必要です。
 ※注１：委任状により委任されている場合は、代理人の印（委任状に押印した代理人の印）
- 入札の場合は入札書２枚及び見積書１枚、見積合せの場合は見積書を３枚用意してください。
 １枚は必要事項及び金額（**税抜金額**）を記載し、定型封筒に入れたものです。
 残り２枚は、必要事項が記載してあるものの金額が未記載のものです。（押印必要）
 ［１回で落札者が決定しない場合に必要になります。］
- 明細書を添付する場合は、一箇所をのり付けし、接合部分へ割印を押印してください。

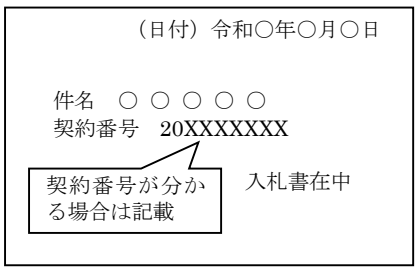
3　委任状

- 委任状は代表者でなく、代理人が入札（見積合せ）に参加する場合必要です。
- 委任状は、社名、代表者名、契約印、代理人名及び代理人の印が必要です。
- 代理人の印は認印で構いませんが、**シャチハタ（スタンプ）印は不可**です。
- 委任状のある場合の入札（見積）書は、**代理人名の記載と代理人の印（委任状に押印した代理人の印）**が必要です。

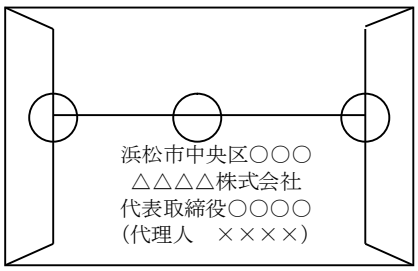
4　定型封筒

- Ａ４サイズの紙を三つ折して入る程度の大きさのものが必要です。
- 封筒表面に日付、入札（見積合せ）の件名、契約番号（分かる場合）を記載してください。
- 封筒裏面のつなぎ目に契約印（代理人の場合は代理人の印（**委任状に押印した代理人の印**））を押印し、封かんしてください。

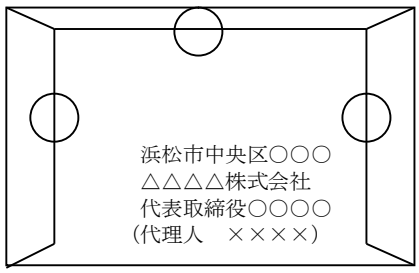
（表面）



（裏面 1）



（裏面 2）



5　その他

- 入札（見積合せ）時に入札（見積）書が入った封筒と委任状を提出していただきます。
- 入札関係書類は、**浜松市ホームページ → 産業・ビジネス → 発注情報（入札・契約）→物品契約情報　に格納してありますので、必ずご確認ください。**
- 不明な点は、**天竜土木整備事務所総務グループ**　**℡０５３－９２６－１５６１**　までご連絡ください。

令和６年 10 月１日改正

浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）

（目的）

第１条　浜松市（以下「市」という。）が発注する物品の購入、製造、修繕若しくは売払い又は業務委託（建設工事関連業務委託を除く。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）若しくは役務の提供（以下「物品購入等」という。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（見積合せ）（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者は、浜松市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、契約書案、設計書、仕様書及び業務説明書（以下「仕様書等」という。）等の必要な条件を承諾のうえ、この入札心得の定めるところにより、競争入札等に参加するものとする。

なお、随意契約（見積合せ）による場合もこれに準じて執行するので、「入札」を「見積合せ」と読み替えるものとする。

（競争入札等への参加）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札の公告（以下「公告」という。）の指定期日までに、必要書類を添えて入札参加資格確認申請書（一般競争）（別紙様式）を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　競争入札等に参加できる者は、一般競争入札においては公告に示した参加資格条件を満たし、市長から参加資格があると認められた者及び指名競争入札又は随意契約においては市長から物品購入等の指名通知（以下「指名通知」という）を受けた者（以下「入札参加者」という。）とする。

（入札等）

第３条　入札参加者は、市指定の入札書を作成、封かんのうえ、表面に「入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載し、公告又は指名通知等に示した提出方法にて、入札書を入札担当課に提出すること。

なお、時間に遅れた者は、棄権したものとみなす。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

３　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

４　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の４の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

５　入札参加者（代理人を含む。）は、入札書に使用する印鑑を持参すること。

（入札の辞退）

第４条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次の方法により入札を辞退するこ

とができる。

(1)　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出する。

(2)　入札執行中にあっては、入札書に辞退する旨を記載し、入札執行者に提出する。

(3)　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札保証金）

第 5 条　入札保証金は、公告又は指名通知に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

（公正な入札の確保）

第 6 条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第 7 条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第 8 条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1)　競争入札等に参加する資格を有しない者のした入札

(2)　入札参加資格確認申請書（一般競争）に虚偽の記載をした者のした入札

(3)　一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において参加資格を失った者のした入札

(4)　委任状を持参しない代理人のした入札

(5)　記名押印を欠く入札

(6)　金額を訂正した入札

(7)　入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札

(8)　明らかに連合によると認められる入札

(9)　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札

(10) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札

(11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア　人的関係

(ｱ)　一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に

規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(ｲ)　一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ　その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(12) 仕様書等に示した条件等、競争入札等に関する条件に違反した入札

２　前項の規定による入札の無効に対しては、異議の申立てができない。

（入札金額）

第 9 条　入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記入された当該金額の 100 分の 10 に相当する額を、当該金額に加算した金額をもって落札価格とする。

（落札者の決定）

第 10 条　予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にクジを引かせて落札者を定める。この場合、クジを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にクジを引かせる。

２　最低制限価格を設定する入札においては、最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

（再度の入札）

第 11 条　開札の結果、落札者がないときは、１回を限度として直ちに再度の入札を行う。

ただし、予定価格を入札執行前に公表したときは再度の入札は行わない。

２　前項の規定による再度の入札には、第 1 回目の入札において、次の各号の一に該当した者は参加できない。

(1)　入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者

(2)　第 8 条第 1 項の規定による無効の入札を行った者及び第 10 条第 2 項の規定により失格となった者

(3)　事前提出及び郵送等による入札参加をした者

３　再度の入札の結果、落札者がない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低の価格の入札を行った者から、2 回を限度として見積書を徴取する。

（落札の取消）

第 12 条　次の各号の一に該当するときは、落札を取り消す。

(1)　落札者が指定の期限内に契約を締結しないとき。
(2)　入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
(3)　落札者が入札資格に欠け又は欠けたことを発見したとき。
(4)　落札者が自己の責に帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。
(5)　落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき。

（契約の締結）

第 13 条　落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、市長が指定する日までに契約を締結しなければならない。

（契約の保証）

第 14 条　契約保証金は、公告又は指名通知に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

（同一業務委託等入札参加者間の下請負禁止）

第 15 条　受託者は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一業務委託等に係る入札の参加者を当該業務委託等の下請負人にしてはならない。

（異議の申立て）

第 16 条　入札参加者は、入札後、関係法令、規則及びこの心得並びに仕様書、業務説明書等を理由として、異議を申立てることはできない。

（総合評価落札方式に関する特例）

第 17 条 令 167 条の 10 の 2 第 1 項の規定により落札者を決定する一般競争入札案件の場合は、公告によりその旨を明記するものとする。

２ 前項の場合は、第 10 条の規定に替えて、浜松市総合評価落札方式による業務委託競争入札要領（以下「要領」という。）第 11 条の規定を適用する。

３ 第 1 項の場合でくじにより落札者を決定する場合は、要領第 11 条第 3 項の規定を適用する。

電子契約サービスを利用した
契約締結（電子契約）について

浜松市における「浜松市ＤＸ推進計画」の一環として、電子契約の導入を進めており、本案件を電子契約の対象とします。

概要等をご覧いただき、電子契約を希望される場合は、落札決定後から３日以内（土日祝除く）に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記担当課あてに提出してください。

なお、電子契約を希望されない場合は、従来どおり書面での契約が可能です。手続きについても従来から変更ありません。

【提出先】

担当課	浜松市土木部天竜土木整備事務所
電話	053-926-1561
メールアドレス	tn-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

＜電子契約の概要＞

契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型の電子契約サービスです。契約書をアップロードし、発注者及び受注者が合意することで契約を結ぶことができます。

契約締結の際には、紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子契約サービスのクラウド上にある契約書データに電子署名とタイムスタンプが付与されます。

電子署名とタイムスタンプにより、「誰が」「いつ」承認したか、長期にわたって証明されます。電子契約サービスのクラウドには、高度なセキュリティ対策が講じられていますので、安心してご利用いただけます。

＜電子契約のメリット＞

〇契約締結の業務効率化

・契約書の製本や押印が不要となります
・契約書の受け取りや持参による移動がなくなります

〇コスト削減

・印刷、製本、郵送や移動にかかる費用を削減できます
・収入印紙が不要となります

〇いつでもどこでも

・インターネットと電子メールが使える環境であれば、どこでも利用できます
・２４時間３６５日利用できます（メンテナンス等により利用停止になる場合を除く）

電子契約の標準的なフロー

０日目

開札、落札決定

３日後まで

● 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の作成、提出（電子メール）

◆ 契約書類の作成、確認依頼メール（クラウドサイン）

４日後まで

● 契約書類の確認、承認（担当者、契約締結権限者）

◆ 契約書類の確認、承認

● 受託者（事業者）

◆ 委託者（市）

５日後まで

契約締結

● 契約書の保管

※開札日からの日数は土日祝を除きます。
※開札から契約までの日程は変更になる場合もあります。

様式１

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

契約番号：　－　　課名：天竜土木整備事務所

件名：令和８年度天竜土木整備事務所工事発生物件売払契約

上記案件に係る契約（契約変更の必要が生じた場合における変更契約含む）について、電子契約による締結に同意し、契約締結に必要な情報を提出します。

1.　契約締結権限者の情報

氏名：　　電話番号：

メールアドレス：

※入札参加資格登録のある代表者と同じである必要はありません。

2.　契約事務担当者の情報

氏名：　　電話番号：

メールアドレス：

※契約締結権限者と同じ場合、記載不要です。
※契約締結権限者と同じメールアドレスは登録できません。

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

【注意事項】
※　本書は押印不要です。電子メールに添付のうえ、提出してください。（Word 形式）
※　提出した情報に変更があった場合は、速やかに報告してください。
※　共同企業体の場合は、全構成員が「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

物品売払契約書（単価契約）

頭書

1	契約件名	令和８年度天竜土木整備事務所工事発生物件売払契約
2	売払期間	契約締結日翌日から令和８年１２月２５日まで
3	売払物品及び売払単価	

品名	売払単価 （消費税及び地方消費税込み）	売払単価のうち、消費税及び地方消費税の額
鉄くず	1kg 当たり　　円	円
銅線くず	1kg 当たり　　円	円
混在金属くず	1kg 当たり　　円	円

4	引渡場所	浜松市天竜区二俣町大園地内（大園資材置場） 浜松市天竜区山東地内（五明資材置場） 浜松市天竜区水窪町奥領家地内（スモモ資材置場） 浜松市天竜区水窪町奥領家地内（草木高架橋下仮資材置場）
5	内容	別紙仕様書のとおり
6	契約保証金	浜松市契約規則第２７条第１項第３号により免除
7	売払代金の支払期限	納入通知書を発する日から２０日以内

売払人と買受人は、上記の売払物品について、上記の頭書及び裏面の条項により売買契約を締結する。

この契約の証として本書２通を作成し、当時者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人　所　在　地　浜松市中央区元城町１０３番地の２
名　　称　浜 松 市
代　表　者　浜松市長　　中野　祐介　印

買受人　住所又は所在地
商号又は名称
代　表　者　　㊞

条　項

（総則）

第１条　売払人及び買受人は、この契約書に基づき、別紙の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。

３　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、売払人及び買受人は、指示等を口頭で行うことができるものとする。

４　売払人及び買受人は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

５　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、買受人の負担とする。

（売払）

第２条　頭書２に記載する売払期間中、売払人は、頭書３に記載する売払物品を頭書３に記載する売払単価で買受人に売り払い、買受人は、これを買い受けるものとする。

（売払代金）

第３条　売払代金は、売払物品ごとの売払単価に、売払物品ごとの売払数量を乗じて得た金額の合計金額とする。なお、売払単価に売払数量を乗じて得た金額に１円未満の端数が生じるときは、売払物品ごとに当該端数を切り捨てた上で合計した金額を売払代金とする。

（売払数量）

第４条　売払数量は、買受人が計量等をした上で売払人に報告し、売払人がこの報告を確認または承諾して定めるものとする。

（引渡し等）

第５条　売払人は、頭書２に記載する売払期間中に、売払物品を、頭書４に記載する場所で、買受人に引渡すものとする。

２　買受人は、売払物品の引渡し後遅滞なく、売払物品を引渡し場所から搬出するものとし、その費用は、買受人が負担するものとする。

（所有権の移転）

第６条　売払物品の所有権は、引渡しをもって、売払人から買受人に移転するものとする。

（売払代金の支払い）

第７条　買受人は、売払代金を、売払人の発行する納入通知書により、頭書７に記載する日までに、売払人に支払うものとする。

（遅延損害金の徴収）

第８条　買受人は、指定する期日までに売払代金が支払われなかった場合においては、買受人は、未払金額につき、遅延日数に応じこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を遅延損害金として売払人に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第９条　この契約の締結後、買受人は、売払人に対し、引渡しを受けた売払物品について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売払代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第１０条　次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、買受人は、売払単価（この契約締結後、売払単価に変更があった場合には、変更後の売払単価）に予定数量を乗じて得た額（複数単価契約の場合には、各売払単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額）の１００分の２０に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に売払人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

（１）　この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（２）　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。各号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　この契約に関し、買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは情報処理の高度化等に対処す

るための刑法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第７４号）による改正前の刑法第９６条の３（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第８条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第８９条第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を売払人に支払わなければならない。

３　第１項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合においては、売払人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。

４　第１項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、第１３条の規定により違約金を支払うときにおいても、売払人が第１項の違約金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

（契約の解除）

第１１条　売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を催告なく解除することができる。

（１）買受人が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

（２）この契約の締結又は履行について、買受人又はその従業員に不正の行為があったとき。

（３）売払人において買受人が、この契約を履行することができないと認めたとき。

（４）破産手続開始の決定を受けたとき。

（５）買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員及び物品供給等の契約を締結する事業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、この契約の条項に違反したとき。

（契約解除時の対応）
第１２条　売払人は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより買受人に損害が生じたときであっても、何ら賠償又は補償することを要しない。

（契約解除による違約金）
第１３条　買受人は、第１１条の規定により契約を解除されたときは、売払単価（この契約締結後、売払単価の変更があった場合には、変更後の売払単価）に予定数量を乗じて得た額（複数単価契約の場合には、各売払単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額）の１００分の１０に相当する額の違約金を売払人の定める期日までに納めなければならない。

（返還金等）
第１４条　売払人は、第１１条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売払代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
２　前項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が負担した契約に要した一切の費用を負担しない。
３　第１項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が支払った違約金又は売払物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

（損害賠償）
第１５条　買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として売払人に支払わなければならない。

（返還金の相殺）
第１６条　売払人は、第１４条第１項の規定により売払代金を返還する場合において、前条の規定により買受人に対して損害賠償債権を有するときは、当該債権の全部又は一部と買受人の売払人に対する売払代金返還債権の全部又は一部とを対当額にて相殺することができる。

（暴力団の排除のための協力）
第１７条　買受人は、この契約の遂行に当たり、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（規則等の遵守）
第１８条　この契約書に定めるもののほか契約履行にあたっては、浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号）及び関係法令を遵守しなければならない。
（協議）
第１９条　この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議の上、定めるものとする。

（雑則）

第２０条　この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

２　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

３　この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

４　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

５　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

６　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、売払人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

仕様書

本仕様書は、浜松市が排出した鋼材等の回収、買い受けについて適用する。

1　契約名称

令和８年度天竜土木整備事務所工事発生物件売払契約

2　契約内容

浜松市土木部天竜土木整備事務所が執行する事業において発生した鋼材等の売払契約。

3　売払対象

浜松市土木部天竜土木整備事務所が執行する事業において発生した鉄くず及び銅線くず並びに混在金属くず（原則として不純物（土塊、石等）を除外したものに限る）

4　引渡場所

浜松市天竜区二俣町大園地内（大園資材置場）

浜松市天竜区山東地内（五明資材置場）

浜松市天竜区水窪町奥領家地内（スモモ資材置場）

浜松市天竜区水窪町奥領家地内（草木高架橋下仮資材置場）

※引き渡し場所は別添業務概要書「位置図」を参照

5売払期間

契約締結日翌日から令和８年１２月２５日まで

6　引渡内容

Ⅰ　引渡について

①引渡の時間

午前９時００分から午後５時００分まで

②引渡作業・計量作業

売払対象の運搬、計量

・引渡場所からの運搬作業は、売払人の指示により、買受人が請け負うものとする。

・計量は必ず工事、品名ごとに行い、鋼材売払集計表にまとめること。
工事ごとに作成した計量票を提出すること。

Ⅱ　売買対象の数量

①　予定数量

鉄くず　　５５，６４６ｋｇ

銅線くず　　３，０９６ｋｇ

混在金属くず　　５，１２６ｋｇ

※内訳は別紙業務概要書「数量明細表」を参照

※上記は予定数量であり、最終的な売払数量実測により変動する可能性がある。

※売払数量の増減に関わらず、買受人は売払物を買受しなければならない。

※売払期間内に追加で売払可能な鋼材が発生した場合、協議のうえ売払対象とすることが出来る。

②売払数量

・売払数量は、計量票の実量とする。（計量票の原本提出すること）

・計量票の合計に小数点以下がある場合は小数点第１位（小数点第２位四捨五入）までとする。

・原則として不純物を除外した資材のみを売買の対象とする。

計量時、売払対象に不純物の付着が認められた場合、売払人と買受人が協議のうえ、不純物の重量に相当する数値を計量票の実量より減した数値を、売払数量とすることが出来る。

Ⅲ　引渡の記録

計量時、売払対象に不純物の付着が認められ、不純物の重量に相当する数値を計量票の実量より減した数値を売払数量とする場合、買受人は不純物の写真を撮影し、記録を行うこと。

写真が無い場合、売払人は計量票の実量通りの数値を売買数量とすることが出来る。

7　提出書類（成果物）

・売払完了報告書

・計量票（買受人の様式）※工事ごとに作成すること

・写真（必要に応じて引渡時、計量時の写真）

・鋼材売払集計表

業務概要書

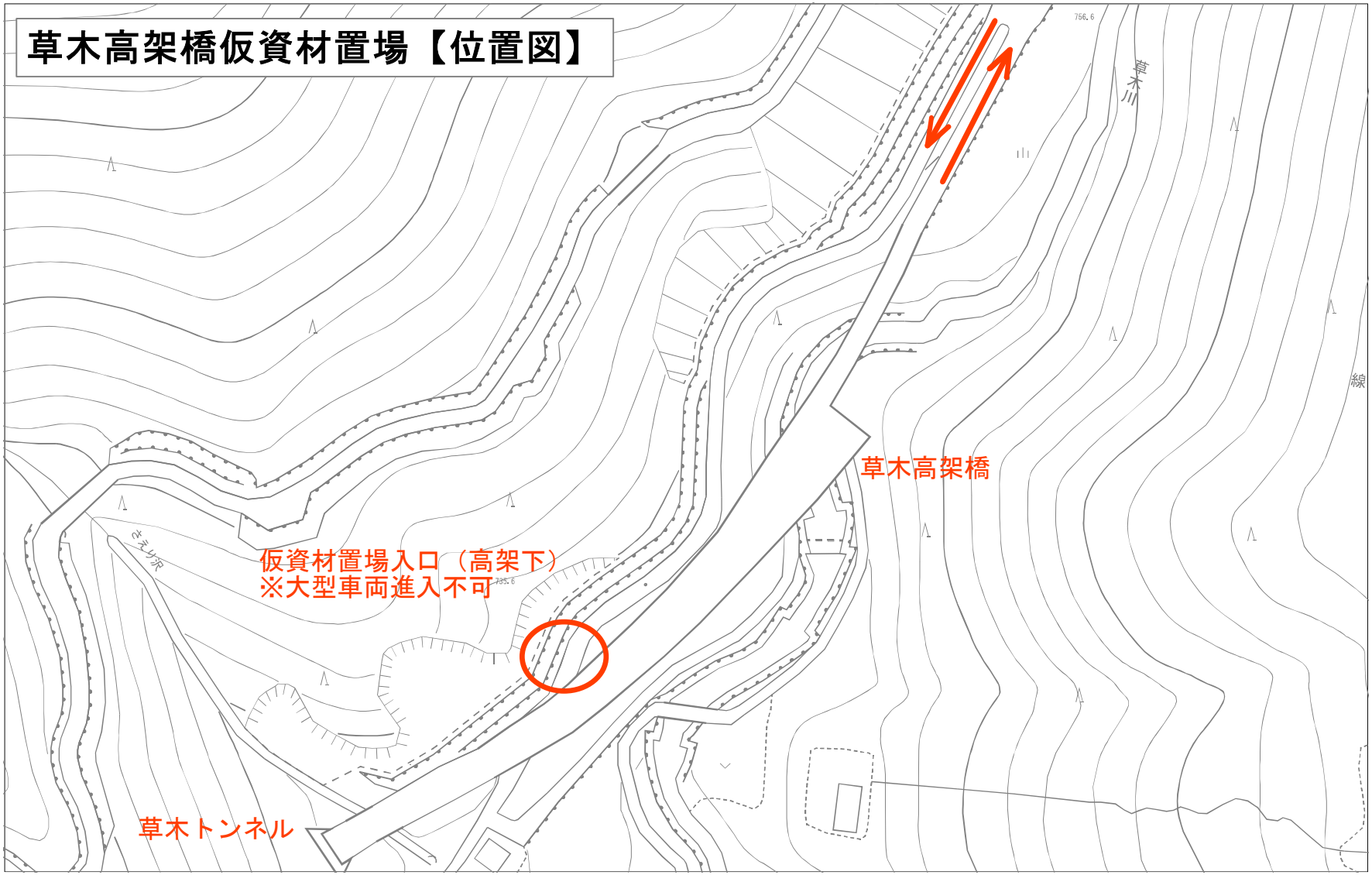

大園備蓄資材置場【位置図】
大園トンネル
二俣町大園
県道両島・二俣線
入口

五明備蓄資材置場【位置図】




スモモ資材置場【位置図】
N
U字カーブ
鎔川
スモモ
水窪町奥領家
152
資材置場入口前　空きスペース有り。
積み込み作業可能。
鋼材置き場
入口
鳥居河原
152

草木高架橋仮資材置場【位置図】



浜松市土木情報管理システム

1:1890

数量明細表

【大園資材置場】

大園①		令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業（主）天竜東栄線両島橋橋梁修繕工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	鋼材	鉄くず	ー	1				500	500
計									500

大園②		（国）362号外3線交通安全施設修繕工事（天龍G　R07-7-0432）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	道路反射鏡	鉄くず	φ1000ｓ　ｽﾃﾝﾚｽ製	3	10				30
2	〃	鉄くず	φ800ｓ　ｽﾃﾝﾚｽ製	1	8				8
3	支柱	鉄くず	3800㎜	1	13				13
4	〃	鉄くず	3300㎜	1	12				12
5	〃	鉄くず	3100㎜	1	10				10
6	〃	鉄くず	2600㎜	1	8				8
7	〃	鉄くず	2300㎜	1	7				7
8	〃	鉄くず	1000㎜	1	4				4
9	〃	鉄くず	600㎜	1	2				2
計									94

大園③		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号新切開橋橋梁修繕・補強工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	鋼製台座	鉄くず	ー	1	1,025				1,025
2	鋼製台座+ボルトナット	鉄くず	ー	1	1,108				1,108
3	鋼製台座	鉄くず	ー	1	1,003				1,003
4	支圧板等	鉄くず	ー	1	369				369
5	落橋防止ケーブル類	鉄くず	ー	8	27				217
計									3,722

大園④		令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業(市)天竜仲町山王線嘯月橋橋梁架替え工事(右岸下部工)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	鋼矢板　IV型	鉄くず	W400、ｈ170、ｔ15.5、L=500	132	38.05				5,023
2	鋼矢板　III型	鉄くず	W400、ｈ125、ｔ13.0、L=500	3	30.00				90
計									5,113

大園⑤		令和7年度市単独土木施設災害復旧事業(市)佐久間相月線道路災害復旧工事(9/13降雨)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-2B	12.5			16.4		205
2	支柱	鉄くず	ー	6	13.60				82
計									287

数量明細表

【大園資材置場】

大園⑥		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業（国）473号殿島橋橋梁修繕・補強工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	落橋防止装置PL	鉄くず	500×22×310	4	27				108
2	〃	鉄くず	500×22×200	4	17				68
3	〃	鉄くず	200×22×258	4	18				72
4	下部工ブラケット	鉄くず	750×22×310	4	40				160
5	〃	鉄くず	750×22×200	4	26				104
6	〃	鉄くず	200×22×258	4	18				72
7	スクラップ	鉄くず	バラ形状	1				84	84
8	伸縮装置	鉄くず	〃	1				1,015	1,015
計									1,683

大園⑦		令和7年度国県道整備国交付金事業(国)152号道路改良工事(水窪佐久間9工区)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E	32			16.0		512
計									512

大園⑧		令和7年度土砂災害対策道路国庫補助事業（国）152号道路防災工事(瀬尻A735)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	金網	鉄くず	5.0φ×50×50	132		6.3			832
2	支柱	鉄くず	H-150×150-2000(2m×22本)	44			31.1		1,368
3	ワイヤロープ	鉄くず	3×7G/O　18φ	126			1.1		139
計									2,339

大園⑨		（市）天竜西橋石原線外交通安全施設整備工事（天龍G　R08-7-0079）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	支柱	鉄くず	3800㎜	3	13.0				39
計									39

大園⑩		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業（一）大輪天竜線気田川橋1橋梁修繕工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ひし形金網	鉄くず	亜鉛めっき　3.2mm×56	264			2.52		665
2	FB4.5×50	鉄くず	JIS G 3194	264			1.77		467
3	FB4.5×52	鉄くず	ー	264			1.13		298
計									1,431

数量明細表

【大園資材置場】

大園⑪		令和8年度 県第14号　県道 天竜東栄線ガードレール撤去工事（天龍土建工業株式会社）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	2.3×350×4330mm	2				32	64
2	支柱（土中用）	鉄くず	φ114.3×4.5×2100mm	1				26	26
計									90

大園⑫		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業（国）152号北鹿島跨道橋橋梁修繕・補強工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	季節伸縮装置	鉄くず	山形鋼 12*75*75	28		13			364
2	配力筋	鉄くず	D13	56			1		56
計									420

大園⑬		令和8年度　市第88号　市道天竜船明9号線 転落防止柵撤去工事（朝日グリーン土木株式会社）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードパイプ	鉄くず	Φ42.7×2.3×0.54m	4		2			8
2	支柱	鉄くず	Φ60.5×3.2×1.1m	1		13.5			14
計									22

大園⑭		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業（国）152号北鹿島跨道橋橋梁修繕・補強工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	桁補強板	鉄くず	300×6×1470	2	20.7				41
2	桁補強板	鉄くず	300×6×2440	1	34.4				34
3	桁補強板	鉄くず	300×6×430	2	6.1				12
計									88

大園⑮		令和6年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号新切開橋橋梁修繕・補強工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	切り欠き廃材	鉄くず	1000×490×14mm	1	54.0				54
計									54

数量明細表

【五明資材置場】

五明①		令和６年度（債務）長寿命化推進単独事業（国）１５２号（大瀬隧道）非常警報設備更新工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎥）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	警報表示板	混在金属くず	ー	2	1,375.00				2,750
2	支柱	鉄くず	ー	2	475.00				950
3	制御装置	混在金属くず	ー	2	1,000.00				2,000
4	押し釦	鉄くず	ー	11	27.27				300
5	保安器箱	鉄くず	ー	1	30.00				30
6	分電盤	混在金属くず	ー	1	50.00				50
7	配線	銅線くず	CV3.5㎟-2C	1622			0.155		251
8	〃	銅線くず	CV14㎟-2C	16			0.405		6
9	〃	銅線くず	CV2㎟-3C	16			0.140		2
10	〃	銅線くず	CV8㎟-3C	8			0.365		3
11	〃	銅線くず	CV22㎟-3C	763			0.820		626
12	〃	銅線くず	IV5.5㎟	1133			0.070		79
13	〃	銅線くず	CVV2㎟-19C	16			0.690		11
14	〃	銅線くず	CPEV-S0.9㎜-3P	505			0.135		68
15	〃	銅線くず	CPEV-S0.9㎜-5P	1389			0.175		243
16	〃	銅線くず	CPEV-S0.9㎜-20P	763			0.455		347
17	配管	鉄くず	CP22	1			0.9		1
18	〃	鉄くず	CP28	1			1.1		1
19	〃	鉄くず	CP36	443			1.4		620
20	〃	鉄くず	CP42/PE42	297			1.8		535
21	〃	鉄くず	CP54/PE54	953			2.3		2,192
22	ダクター	鉄くず	L=300 SUS	570	0.371				211
23	プルボックス	鉄くず	300×300×200　SUS	37	5.3				196
計									11,474

五明②		令和6年度土木施設災害復旧事業（市）春野サルゴダ大時線道路災害復旧工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎥）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	ビーム、支柱、ブラケット	1				207	207
計									207

五明③		水窪資材倉庫の鉄くずを運搬							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎥）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	SL看板(中)	鉄くず	1550*555ｍｍ	35	7				245
2	SL看板(大)	鉄くず	1400*1100	5	14				70
3	ガードレール袖ビーム	鉄くず	ビーム	2	7				14
4	その他	鉄くず	クランプ・通行止標識(丸)・SL看板スタンド等					100	100
計									429

数量明細表

【五明資材置場】

五明④		No.44（一）大輪天竜線道路損傷復旧工事（有限会社足立建材興行）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	ー	2				16	32
2	カーブミラー	鉄くず	ー	1				10	10
計									42

五明⑤		（仮称）令和7年度橋りょう耐震補強単独事業(国)362号篠原橋1迂回路安全施設設置工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	支柱	鉄くず	φ60.5×2.55	2.55			5.30		14
2	金具	鉄くず	φ114.3×60.5	4.00	1.66				7
3	片腕金具	鉄くず	ー	1.00	0.50				1
計									21

五明⑥		令和６年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業（国）152号秋葉トンネルLED照明更新工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	金属類	鉄くず	照明施設支持金具等(土のう袋)						1,034
2		銅線くず	ケーブル類(土のう袋)						1,459
計									2,493

五明⑦		令和６年度市単独土木施設災害復旧事業(主)袋井春野線道路災害復旧工事(5/20降雨・久瀬橋西)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-2B	16			16.4		262
計									262

五明⑧		令和７年度河川改良単独事業(普)山東６５号排水路(二光樋門)改良工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	縞鋼板	鉄くず	ー	14.6		37.5			548
計									548

五明⑨		(普)水窪町奥領家57号排水路修繕工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ネットフェンスのネット	鉄くず	H1500	24		3.5			126
2	ネットフェンスの支柱	鉄くず	H1500	20			10.3		309
計									435

数量明細表

【五明資材置場】

五明⑩		(市)水窪大原宮の沢線横断側溝修繕工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	グレーチング	鉄くず	W300L1000	2	28.5				57
計									57

五明⑪		(国)152号外道路反射鏡修繕工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	道路反射鏡鏡体	鉄くず	φ800	7	10				70
2	道路反射鏡用支柱	鉄くず	約3m	1	22				22
3	金具など	鉄くず	ー	2	10				20
計									112

五明⑫		(市) 龍山瀬尻線交通安全施設整備 (二種) 工事 (天龍G　R06-7-0542)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	道路反射鏡	鉄くず	600㎜	3	2				6
計									6

五明⑬		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(仮設構台設置)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E　ビーム	9	31.8				286
2	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E　袖ビーム	2	6.5				13
3	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E　支柱	10	13.6				136
4	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E　ブラケット	10	0.9				9
計									444

五明⑭		(国)362号外1線交通安全施設修繕工事 春G (R07-7-0306)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E	2			11		88
2	ポール	鉄くず	ー	1	12				12
計									100

五明⑮		(市)春野犬居秋葉橋線交通安全施設修繕工事 春G (R07-7-0410)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E	54	44				2,376
計									2,376

数量明細表

【五明資材置場】

五明⑯		令和7年度道路防災単独事業(市)春野犬居秋葉橋線道路防災工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	金網	鉄くず	ラス張り	66		6.3			416
計									416

五明⑰		（市）春野門島高杉線道路維持工事　春G（R07-7-0214）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	グレーチング	鉄くず	T-6	12			10		120
計									120

五明⑱		（市）春野サルゴダ大時線道路維持工事　春G（R06-7-0185）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	コルゲート水路	鉄くず	ー	21			8.75		184
計									184

五明⑲		（市）春野久保田豊岡線（仇山）交通安全施設修繕工事　春G（R07-7-0443）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-B4E	155			11		1,705
計									1,705

五明⑳		（国）３６２号（気田）交通安全施設修繕工事　春G（R07-7-0431）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-B4E	186			11		2,046
計									2,046

五明㉑		（仮称）令和8年度橋りょう耐震補強単独事業(国)362号篠原橋1付属施設撤去工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	アングル	鉄くず	ー	64	3.80				243
2	受台	鉄くず	ー	1	3.60				4
3	残圧抜ボルト	鉄くず	ー	1	6.00				6
4	ねずみ避け	鉄くず	ー	2	8.90				18
5	ネジ、笠	鉄くず	ー	1	4.90				5
計									276

数量明細表

【五明資材置場】

五明㉒		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	支柱	鉄くず	Φ60.5×L=2.60m （２本）	5.2			5.3		28
計									28

五明㉓		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(一)水窪森線猿飛橋橋梁修繕工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	排水管	鉄くず	鋼管Φ114.3×L=1.33m （4本）	4.0			16.91		90
計									90

五明㉔		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール(上流側)	鉄くず	L=4.33m（10枚）	10	32.90				329
2	ガードレール(下流側)	鉄くず	L=4.33m（10枚）	10	32.90				329
3	支柱（上流側）	鉄くず	Φ60.5×L=0.9m×21本=18.90m	18.90			2.95		56
4	支柱（下流側）	鉄くず	Φ60.5×L=0.9m×21本=18.90m	18.90			2.95		56
5	袖レール（上流側）	鉄くず	2枚	2	6.56				13
6	袖レール（下流側）	鉄くず	2枚	2	6.56				13
7	笠 木(上流側)	鉄くず	L=40.15m	40.15			7.00		281
8	笠木(下流側)	鉄くず	L=40.00m	40.00			7.00		280
計									1,357

五明㉕		令和7年度道路防災国交付金事業(国)362号道路防災工事(小石間-川上G171)令和8年度(国)362号道路災害復旧工事(小石間橋北)(仮称)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E	4			16.0		64
2	ガードレール	鉄くず	Gr-C-2B	20			16.4		328
計									392

五明㉖		令和7年度国県道整備国交付金事業（国）362号道路改良工事（大沢）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール（ビーム）	鉄くず	Gr-C-4E	11			7.3		80
2	ガードレール（ビーム）	鉄くず	Gr-C-2B	26			7.3		190
3	ガードレール（支柱）	鉄くず	φ114.3×4.5×700mm（地上部のみ）	5	8.6				43
4	ガードレール（支柱）	鉄くず	φ114.3×4.5×1100mm	9	13.6				122
計									436

数量明細表

【五明資材置場】

五明㉗		(一)水窪森線交通安全施設修繕工事　春G(R08－7－0146)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	ガードレール（ビーム）	鉄くず	Gr-C-2B（4m）	3			7.3		22
2	ガードレール（ビーム）	鉄くず	Gr-C-2B（2m）	1			3.6		4
計									26

五明㉘		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	橋梁伸縮装置	鉄くず	ー	46.837			20.00		1,246
計									1,246

五明㉙		令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	アンカー	鉄くず	ー	32	5.30				170
2	ガードレール支柱	鉄くず	ー	1.25			2.95		4
計									173

数量明細表

【スモモ資材置場】

スモモ①		令和8年度道路維持修繕市道単独事業(市)水窪スモモ線備蓄資材移設工事							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	鋼矢板	鉄くず	L=6m	1			360		360
2	鋼矢板	鉄くず	L=5m	1			300		300
3	鋼矢板	鉄くず	L=2.8m	1			168		168
4	H鋼	鉄くず	H300×10m	1			930		930
5	H鋼	鉄くず	H200×8m	1			399.2		399
6	H鋼	鉄くず	H300×1m	2			93		186
7	H鋼	鉄くず	H150×1m	1			31.1		31
8	ガードレール支柱	鉄くず	土中用	48	17				816
9	ガードレール支柱	鉄くず	構造物用	37	13				481
10	ガードレール支柱	混在金属くず	Co基礎付き	2	38				76
11	ガードレール	鉄くず	L=4m	56	46				2,576
12	防護ネット	鉄くず	ー	1				20	20
13	ワイヤー	鉄くず	ー	1				10	10
14	防護柵支柱(H鋼)	鉄くず	L=2m	11	99.8				1,098
15	防護柵支柱(H鋼)	鉄くず	H=150　L=1.5m	2	449.7				899
16	仮設防護柵支柱(H鋼)	混在金属くず	Co基礎付き　L=3m	1	249.7				250
17	三角形鉄物	鉄くず	ー	39	30				1,170
18	コルゲートパイプ	鉄くず	L=7m	12	203				2,436
19	カーブミラー支柱	鉄くず	ー	1	21				21
計									12,227

※10（写真17枚目）及び16（写真5枚目）のCO基礎付きですが、COを抜いたキロ数になっています。

※20（写真4枚目）の看板支柱ですが、ほぼCOのため明細表からは抜いてあります。

数量明細表

【草木高架橋】

草木①		令和7年度国県道整備国交付金事業（国）362号道路改良工事（大沢）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	コルゲートパイプ	鉄くず	φ300×1020(半割)	156			9.35		1,459
2	コルゲートパイプ	鉄くず	φ300×1020(半割)	1			7.32		7
3	コルゲートパイプ	鉄くず	φ300×1020(半割)	1			6.04		6
4	コルゲートパイプ	鉄くず	φ300×1020(半割)	2			3.57		7
計									1,479

草木②		令和7年度高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業（国）152号（池島-大原）道路改良工事（河川付替2右岸）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-2B	66.0			16.4		1,082
計									1,082

草木③		令和7年度三遠南信自動車道関連整備単独事業(国)152号（池島-大原）道路整備工事（第5工区防護柵工）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレール	鉄くず	Gr-C-4E　レール部　L＝4.0m・支柱	5.0			16.0		80
計									80

草木④		令和6年度（債務）土砂災害対策道路国庫補助事業（国）152号道路防災工事（池島-長尾E004）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量（kg/個）	単位質量（kg/㎡）	単位質量（kg/m）	単位質量（kg/一式）	質量（kg）
1	ガードレールビーム	鉄くず	2.3×350×4330	6			32.9		197
2	ガードレール支柱	鉄くず	Φ114.3×4.5×2100	8	26.1				209
計									406

数量明細表

【草木高架橋】

草木⑤		令和6年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)(仮称)2号橋下部工工事(A2橋台)							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	H鋼	鉄くず	175×175 L2000 2本	4.00m			40.40		162
2	H鋼	鉄くず	175×175 L750 2本	1.50m			40.40		61
3	H鋼	鉄くず	200×100 L2000 15本	30.00m			20.90		627
4	H鋼	鉄くず	200×100 L2000 13本	26.00m			20.90		543
5	Lアングル	鉄くず	75×75 L900	0.90m			9.96		9
6	Cアングル	鉄くず	50×100 L2100	2.10m			2.25		5
7	Cアングル	鉄くず	50×100 L1800	1.80m			2.25		4
8	Cアングル	鉄くず	50×100 L450	0.50m			2.25		1
9	ワイヤーロープ	鉄くず	ϕ16	300.00m			1.01		303
10	金網	鉄くず	ー	100		2.6			260
11	接続金具	鉄くず	ー	1	20				20
計									1,994

草木⑥		令和6年度（債務）土砂災害対策道路国庫補助事業（国）152号道路防災工事（池島-長尾E004）							
No.	名称	種別	形状寸法	数量	単位質量 (kg/個)	単位質量 (kg/㎡)	単位質量 (kg/m)	単位質量 (kg/一式)	質量 (kg)
1	受圧版	鉄くず	1820×1820×205	10	222.2				2,222
2	PC鋼より線等	鉄くず	ー	1				487	487
計									2,709

数量明細表

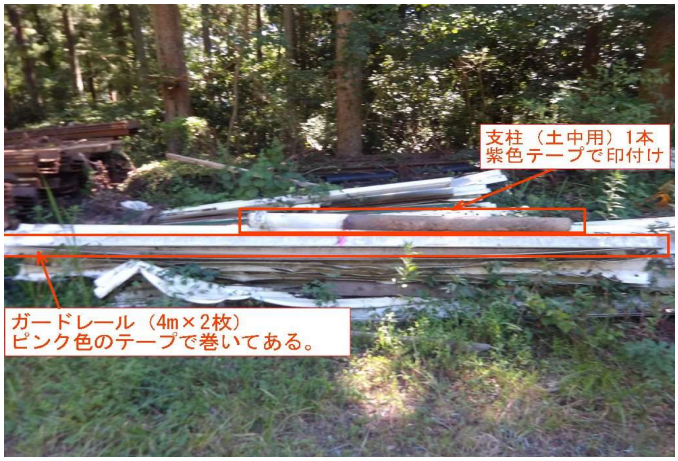
【各資材置場鋼材予定数量　合計】

明細No.	資材置場名称	工事件数	鉄くず 質量（kg）	銅線くず 質量（kg）	混在金属くず 質量（kg）
大園①～⑮	大園資材置場	15	16,392	0	0
五明①～㉙	五明資材置場	29	19,602	3,096	4,800
スモモ①	スモモ資材置場	1	11,902	0	326
草木①～⑥	草木資材置場	6	7,751	0	0
合計		51	55,646	3,096	5,126
				総重量	63,869

【大園資材置場】

<table>
<tr><td>
</td><td></td></tr>
<tr><td>大園①</td><td>大園②</td></tr>
<tr><td>令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業
（主）天竜東栄線両島橋橋梁修繕工事</td><td>（国）362号外3線交通安全施設修繕工事
（天龍G　R07-7-0432）</td></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>大園③</td><td>大園④</td></tr>
<tr><td>令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(国)152号新切開橋橋梁修繕・補強工事</td><td>令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(市)天竜仲町山王線嘯月橋橋梁架替え工事(右岸下部工)</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>大園⑤</td><td>大園⑥</td></tr>
<tr><td>令和7年度市単独土木施設災害復旧事業
(市)佐久間相月線道路災害復旧工事(9/13降雨)</td><td>令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
（国）473号殿島橋橋梁修繕・補強工事</td></tr>
</table>

【大園資材置場】

<table>
<tr><td></td><td>
</td></tr>
<tr><td>大園⑦</td><td>大園⑧</td></tr>
<tr><td>令和7年度国県道整備国交付金事業
(国)152号道路改良工事(水窪佐久間9工区)</td><td>令和7年度土砂災害対策道路国庫補助事業
（国）152号道路防災工事(瀬尻A735)</td></tr>
<tr><td></td><td>
</td></tr>
<tr><td>大園⑨</td><td>大園⑩</td></tr>
<tr><td>（市）天竜西橋石原線外交通安全施設整備工事
（天龍G　R08-7-0079）</td><td>令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
（一）大輪天竜線気田川橋1橋梁修繕工事</td></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>大園⑪</td><td>大園⑫</td></tr>
<tr><td>令和8年度 県第14号　県道 天竜東栄線ガードレール撤去工事
（天龍土建工業株式会社）</td><td>令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
（国）152号北鹿島跨道橋橋梁修繕・補強工事</td></tr>
</table>

【大園資材置場】



大園⑬

令和8年度　市第88号　市道天竜船明9号線 転落防止柵撤去工事
（朝日グリーン土木株式会社）



大園⑭

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
（国）152号北鹿島跨道橋橋梁修繕・補強工事



大園⑮

令和6年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
(国)152号新切開橋橋梁修繕・補強工事

【五明資材置場】

<table>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>五明①</td><td>五明②</td></tr>
<tr><td>令和６年度（債務）長寿命化推進単独事業
（国）１５２号（大瀬隧道）非常警報設備更新工事</td><td>令和6年度土木施設災害復旧事業
（市）春野サルゴダ大時線道路災害復旧工事</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>五明③</td><td>五明④</td></tr>
<tr><td>水窪資材倉庫の鉄くずを運搬</td><td>No.44（一）大輪天竜線道路損傷復旧工事
（有限会社足立建材興行）</td></tr>
<tr><td></td><td>
</td></tr>
<tr><td>五明⑤</td><td>五明⑥</td></tr>
<tr><td>（仮称）令和7年度橋りょう耐震補強単独事業
（国）362号篠原橋1迂回路安全施設設置工事</td><td>令和６年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業
（国）152号秋葉トンネルLED照明更新工事</td></tr>
</table>

【五明資材置場】

<table>
<tr><td></td><td>
</td></tr>
<tr><td>五明⑦</td><td>五明⑧</td></tr>
<tr><td>令和６年度市単独土木施設災害復旧事業
(主)袋井春野線道路災害復旧工事(5/20降雨・久瀬橋西)</td><td>令和７年度河川改良単独事業
(普)山東６５号排水路(二光樋門)改良工事</td></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>五明⑨</td><td>五明⑩</td></tr>
<tr><td>(普)水窪町奥領家57号排水路修繕工事</td><td>(市)水窪大原宮の沢線横断側溝修繕工事</td></tr>
<tr><td>
</td><td></td></tr>
<tr><td>五明⑪</td><td>五明⑫</td></tr>
<tr><td>(国)152号外道路反射鏡修繕工事</td><td>（市）龍山瀬尻線交通安全施設整備
（二種）工事（天龍G　R06-7-0542）</td></tr>
</table>

【五明資材置場】



五明⑬

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(仮設構台設置)



五明⑭

(国)362号外1線交通安全施設修繕工事
春G（R07-7-0306）



五明⑮

(市)春野犬居秋葉橋線交通安全施設修繕工事
春G（R07-7-0410）



五明⑯

令和7年度道路防災単独事業
(市)春野犬居秋葉橋線道路防災工事



五明⑰

（市）春野門島高杉線道路維持工事
春G（R07-7-0214）



五明⑱

（市）春野サルゴダ大時線道路維持工事
春G（R06-7-0185）

【五明資材置場】



五明⑲

（市）春野久保田豊岡線
（仇山）交通安全施設修繕工事



五明⑳

（国）３６２号（気田）交通安全施設修繕工事　　令和



五明㉑

（仮称）令和8年度橋りょう耐震補強単独事業
(国)362号篠原橋1付属施設撤去工事



五明㉒

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)



五明㉓

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(一)水窪森線猿飛橋橋梁修繕工事



五明㉔

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)

【五明資材置場】



五明㉕

令和7年度道路防災国交付金事業(国)362号道路防災工事(小石間-川上G171)
令和8年度(国)362号道路災害復旧工事(小石間橋北)(仮称)



五明㉖

令和7年度国県道整備国交付金事業
（国）362号道路改良工事（大沢）



五明㉗

(一)水窪森線交通安全施設修繕工事　春G(R08－7－0146)



五明㉘

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)



五明㉙

令和7年度道路メンテナンス国庫補助事業
(国)362号篠原橋1橋梁修繕・補強工事(上部工撤去)

スモモ鋼材処分



・鋼矢板　L=6m 1本,L=5.0m 1本,L=2.8m 1本
・H鋼H300L=10m 1本、H200L=8m 1本
・H150L=10m 1本　　（番号:1.2.3.4.5.7）



Gr支柱(土中用)N=38本
Gr　L=4m　N＝35枚
三角柱鉄物　N=1ケ　　（番号:8.11）



防護ネット　N=1式
ワイヤーN=1式
（番号:12.13）



防護柵柱L=2m　N=3本
看板支柱　Co基礎付き　N=1ケ
（番号:14.20）



仮設防護柵支柱　Co基礎付きN=1本
（番号:16）



Gr支柱(構造物用)N=25本
防護柵用支柱 H=150 L=1.5m N=2本
（番号:9.15）



Gr　L=4m N=4枚

（番号:11）



Gr支柱(構造物用)N=12本
デリネータCo基礎付きN=4基

（番号:9）



三角鉄物　N=39ケ

（番号:17）



左と同じ（三角鉄物）

（番号:17）



防護柵支柱L=2m N=8本

（番号:14）



H鋼　H=300 L=1m N=2本

（番号:6）



コルゲートパイプL＝7m　N=12本

（番号:18）



左と同じ(コルゲートパイプ）

（番号:18）



Gr　L=4m　N=17枚

（番号:11）



Gr支柱(土中用）　N=10本

（番号:8）



Gr支柱　Co基礎付き　N=2基

（番号:10）



カーブミラー支柱　N=1本

（番号:19）

【草木高架橋】

<table>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>草木高架橋①</td><td>草木高架橋②</td></tr>
<tr><td>令和7年度三遠南信自動車道関連整備単独事業
(国)152号(池島-大原)道路整備工事(高盛土・小段排水撤去工)</td><td>令和7年度高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業
（国）152号（池島-大原）道路改良工事（河川付替2右岸）</td></tr>
<tr><td>
</td><td></td></tr>
<tr><td>草木高架橋③</td><td>草木高架橋④</td></tr>
<tr><td>令和7年度三遠南信自動車道関連整備単独事業
(国)152号（池島-大原）道路整備工事（第5工区防護柵工）</td><td>令和6年度（債務）土砂災害対策道路国庫補助事業
（国）152号道路防災工事（池島-長尾E004）</td></tr>
<tr><td>
</td><td></td></tr>
<tr><td>草木高架橋⑤</td><td>草木高架橋⑥</td></tr>
<tr><td>令和6年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業
(国)152号(池島-大原)(仮称)2号橋下部工工事(A2橋台)</td><td>令和6年度（債務）土砂災害対策道路国庫補助事業
（国）152号道路防災工事（池島-長尾E004）</td></tr>
</table>